

## 第5次総合計画後期基本計画の策定について

### 1 策定の趣旨

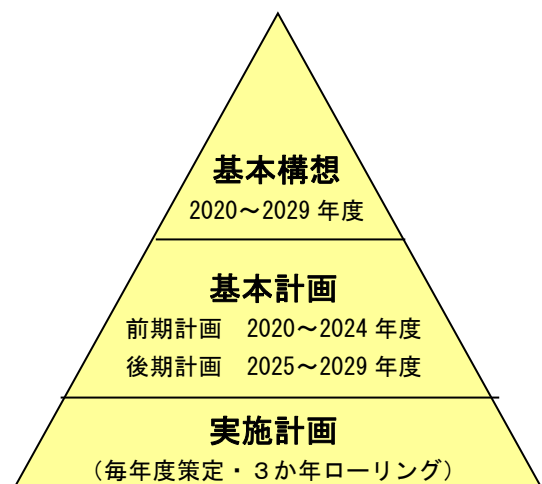
本町は、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする豊山町第5次総合計画を策定しています。「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念、「一人ひとりが輝く暮らし豊かなアーバンビレッジ」をまちの将来像とし、まちの将来像の実現に向け、計画に基づき事業を実施しています。

計画の実施にあたっては、PDCAサイクルの手法を用いて、毎年、達成度、成果、効率性を評価し、将来像実現のため、事業の改善に努めています。

本計画は、10年間の町政経営の基本的な方針や施策の基本方向を定めた「基本構想」と基本構想を実現するための施策体系である「基本計画」、実施すべき具体的な事業である「実施計画」からなっています。このうち、基本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を前期計画、令和7年度から令和11年度までの5年間を後期計画としており、今回、令和5年度から令和6年度にかけて後期計画を見直し、策定することとしています。

令和2年度にスタートした本計画は、今年で4年目となります。この間、世界規模で新型コロナウイルス感染症がまん延しました。それに伴いデジタル化の急速な普及が進み、リモートワークやインターネットの活用など暮らしが大きく変化しました。また、SDGsで示されるような持続可能な社会実現への対応や、「人口減少社会」における従来の社会制度や経済状況の変化も生じています。さらには、愛知県による基幹的広域防災拠点の整備など、本町を取り巻く情勢は日々刻々と変化しています。

後期計画の策定にあたっては、前期計画の進行状況を十分に把握、分析するとともに、情勢の変化を踏まえ、いかに基本理念、将来像を実現するのかの観点で作業を進めます。



## 2 策定の基本方針

後期計画の策定にあたっては、次の5項目を基本方針としていきます。

- ①前期基本計画の進捗状況の評価と課題を明確にします。
- ②国・県等の上位計画で掲げている方向性や社会経済環境の変化などから、社会的な重要課題への対応に必要な施策を検討します。
- ③豊山町の人口をはじめ、各分野の主要統計データの経年変化などに基づいて本町の現状や特徴などを把握していきます。
- ④豊山町の強みを最大限に引き出す施策を検討します。
- ⑤財政運営の視点も持ちながら実現可能な施策を検討します。

※なお、後期計画は、中間見直しという位置づけもあるため、基本構想は変更しないこととします。

## 3 住民参加

次のとおり、住民参加の機会を設け、住民の意識、要望を反映させた計画とします。

- ①町民意識調査（アンケート）
- ②審議会委員の公募
- ③パブリックコメント

## 4 策定体制

策定体制は、次のとおりとします。

### (1) 総合計画策定委員会

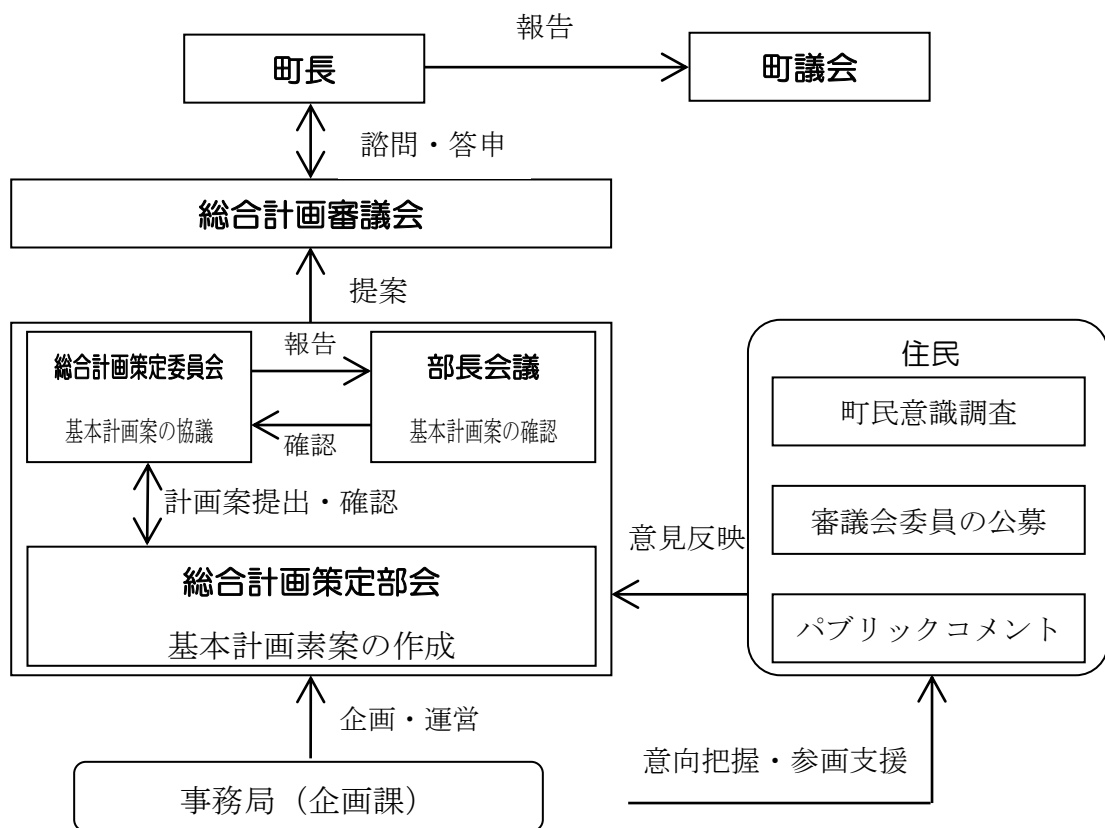
企画調整部長、課長級職員で構成される、総合計画策定にあたる内部決定機関とし、委員会内部の分野別策定部会にて策定作業を行います。

### (2) 総合計画審議会

町長の諮問に対し、総合計画を専門的・総合的観点から審議し、答申いただきます。

### (3) 事務局(企画課)

策定作業の事務の統括を行います。



(参考) 総合計画審議会の全体スケジュール

	開催時期	議題・目的
1回目	令和5年12月	・ 前期計画における事業の現状と課題について
2回目	令和6年3月	・ 原案の確認(諮問)
3回目	5月	・ 修正案の確認
4回目	8月	・ パブコメ意見・対応表の確認、答申

5 策定スケジュール

	2023年度											2024年度											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>(1) 基礎調査</b>																							
① 時代潮流や豊山町の現況等の整理	■	■																					
② 前期基本計画の評価・分析		■																					
③ 主要課題の検討		●	●																				
④ 町民意識調査の実施					企	準	実	集	分	報	■												
<b>(2) 後期基本計画素案の作成</b>																							
① 後期基本計画素案の立案																							
ア 重点的な施策・事業の検討・調整																							
イ 各分野の基本計画素案の検討・調整																							
ウ 後期基本計画のとりまとめ																							
エ 各課ヒアリング実施																							
② パブリックコメント対応																							
ア パブリックコメント案のとりまとめ																							
イ パブリックコメントの実施																							
ウ 意見の整理・分析、修正																							
<b>(3) 会議の運営</b>																							
① 各会議への出席、情報提供、指導等																							
ア 総合計画審議会																							
イ 総合計画策定委員会																							
ウ 総合計画策定部会			●		●		●		●			●		●									
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月